

<一般委託>

長坂埋立地浄化センター機械警備業務委託(長期継続契約)仕様書

長坂埋立地浄化センター機械警備業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	長坂埋立地浄化センターにおける防犯・火災・盗難等の監視・対応・処置を行う。
2	履行期間	令和5年4月1日から令和10年2月29日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目3270番地 長坂埋立地浄化センター
4	業務内容	別紙による。
5	特記事項	別紙による。
6	関係法規	
7	資格要件	警備業法第3条の認定書を有し、機械警備業務の届出をしていること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。 ただし、各月の支払額に1円未満の端数が生じたときは、当該年度最終月に精算するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	環境部環境施設課 伊藤 電話822 - 8530

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
--------------------------	---

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額（税込）

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和5年度	円	令和 5年 4月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和 6年 3月 31日まで

2 初年度業務別内訳書（税抜）

業務内容	単位	予定数量	単 価	金 額
機械警備業務	月	12		
合計金額				

初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額（税抜）

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和6年度	円	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
令和7年度	円	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
令和8年度	円	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
令和9年度	円	令和9年4月1日から 令和10年2月29日まで

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

長坂埋立地浄化センター機械警備業務委託契約条項

(総 則)

第1条 委託者(以下「甲」という)と受託者(以下「乙」という)とは、施設設備の警備委託について、本契約条項に従い、これを履行しなければならない。

(警備対象物件)

第2条 乙が、警備を実施する物件は、建物及びこれに付帯する設備(以下「警備対象物件」という)とする。

2 甲は、警備対象物件の増改築、模様替えもしくは用途変更をしようとするときは、事前に乙に通知しなければならない。

3 甲は、乙が業務実施上、警備対象物件に改善を要する箇所があると認め、甲が承認した場合は、該当箇所を遅滞なく改善しなければならない。

(警備内容)

第3条 警備内容については次の各号による。

(1) 乙は、第4条に定める時間帯において警報機器がセット(警戒)されているとき、およびセットされているエリアについて警報機器または甲の機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行う。(防犯業務)

(2) 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行う。その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。但し、有人運用(警報機器をセットした後も契約対象物件内または付属施設内が有人と取り決めた場合をいう)の場合は異常内容確認のため速やかに電話連絡するものとする。(防犯業務)

(3) 乙は、終日、警報機器または甲の機器によって感知される契約物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときにおける緊急対処および消防機関への通報を行う。(火災監視業務)

(4) 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を契約物件に急行させ、必要な処置をとるものとする。(火災監視業務)

(5) 前項において、電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯業務をも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態(その他乙において無人時と扱うことができる状態)において異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認められた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。(火災監視業務)

務)

(警備時間)

第4条 警備の対象時間は、甲が警備機器を作動させた時から解除させた時までとする。

2 警備対象となる基準の時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 17:30 から翌朝 8 : 30 まで。

(警備機器)

第5条 乙は、業務を実施するにあたって、警備機器(防犯用・火災用)を乙の責任において設置する。

2 警備機器の設置場所については甲乙協議の上、確定するものとする。

3 警備機器は、乙の所有に属する。

4 乙は、警備機器について正常な機能を維持するために、適宜保守点検を行わなければならない。

5 甲は、第2条第2項により警備機器の移動または変更が必要となった場合には、この費用を負担しなければならない。

6 甲は、甲乙協議により新たに警備機器の付加が必要と認められた場合には、この設置費用を負担しなければならない。

7 甲は、警備機器の補修または交換を必要とする場合で、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、この費用を負担しなければならない。

8 甲は、警備機器の取扱いについて、過誤のないよう日常注意するとともに故障または異常を発見したときは、直ちに乙に通知しなければならない。

9 機器等の設置その他の費用(契約満期時の機器等の撤去費用を含む)は、乙が負担する。

(警備機器の仕様)

第6条 警備用機器の仕様については機器等設備一覧を参照のこと。

(警備機器の作動及び解除)

第7条 警備機器の作動及び解除の操作は甲が行う。

2 甲は、警備機器を作動させる前に警備対象物について、出入口・窓の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガスの元栓、灰皿等の火気、その他を点検し、異状がないことを確認しなければならない。

3 甲は、正規の操作を行ったにもかかわらず、警備機器の操作または解除ができない場合は、直ちに乙に通知しなければならない。

(警備図面)

第8条 乙は、警備機器等の位置を表示した警備対象物件の警備図面を甲へ提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定は、警備機器の変更があったときも準用する。

(通信回線、その他費用)

第9条 乙の業務提供に際し必要な通信料金(警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む)電気料金は甲が負担するものとする。

- 2 甲は、警備機器が信号送出する際、甲が使用中の回線が強制的に切断される場合があることを了承し、これにより発生した事態、損害について乙に責任がないことを確認するものとする。

(電話使用)

第10条 乙は、業務に必要な範囲において、警備対象物件内にある甲の電話を使用することができる。

(鍵の貸与)

第11条 甲は、乙の業務に必要な出入口の鍵(鍵として使用するカード等を含む。以下同じ)を、乙に貸与する。

- 2 乙は、警備機器の作動及び解除に必要な鍵を、甲に貸与する。
- 3 甲及び乙は、それぞれ貸与された鍵を、責任をもって保管しなければならない。

(現金等の保管)

第12条 甲は、警備対象物件内での現金及び貴重品の保管を極力避け、やむを得ず保管する場合は可能な限り少額にとどめて金庫内に保管し、必ず施錠しなければならない。

(停電等の通知)

第13条 甲は、停電、電話回線の不通、警察・消防署からの通知、その他乙の業務に関係あると認められる事項については、その都度遅滞なく乙に通知しなければならない。

(緊急措置)

第14条 乙は、警報機器、設備監視により警備対象物の異常を発見したときは、遅滞なく異状の確認を行い、必要な措置を講じるとともに、警察署または消防署へ通報しなければならない。

- 2 乙が、前項の規定により措置を講じた場合において当該措置に要した費用のうち乙が委託代金の範囲内において負担することが適当でないとして認められる部分については、甲がこれを負担する。

(緊急連絡等)

第15条 乙は、前条第1項に規定する措置を講じた場合には、直ちに甲に連絡しなければならない。

- 2 前項に規定する連絡を受ける緊急連絡者については、甲乙協議により決定するもの

とする。

- 3 甲は、前項で規定した緊急連絡者の変更があったときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(業務報告)

第 16 条 乙は、毎月の業務が完了したときは、所定の完了届を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、第 14 条第 1 項に規定する措置を講じた場合、そのほか業務にかかる事故が発生した場合には、状況を記載した報告書をその都度甲に提出しなければならない。

(業務の調査)

第 17 条 甲は、必要と認めるときは、業務の実施状況について乙に対して調査または報告を求めることができる。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、業務の遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について、甲に対してその損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、乙が業務の遂行にともない通常避けることができない理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、乙の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、第 1 項及び第 3 項の規定による事故の損害が発生したときは、すみやかに報告し、その事故を知った日から 14 日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。
- 5 甲及び乙は、第 2 項に規定のほか、業務の遂行上第三者との間に紛争を生じた場合には、協力してその処理解決にあたらなければならない。

(賠償限度額)

第 19 条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた損害について次項の賠償額を限度として、保険により甲に対してその損害を賠償するものとする。

- 2 前項の賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償、対物賠償、合せて 10 億円とする。
- 3 甲は第 1 項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から 14 日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

(乙の免責)

第 20 条 乙は、次の各号に該当する甲の損害については、賠償の責を負わない。

- (1) 天災その他不可抗力により生じた場合
- (2) 警備機器が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で、通信回路の不良により送信が行われない状態にあったため生じた場合

- (3) 甲の責に帰すべき事由により、警備機器が正常に作動しなかったため生じた場合
- (4) 警備システムが解除状態に生じた場合

(業務の変更)

第21条 甲は、必要あると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更することができる。

- 2 甲は、天災その他の不可抗力により、乙が業務を行うことができないと認めるときは、業務の全部または一部を中止させなければならない。
- 3 甲及び乙は、第1項及び前項の規定により、必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ履行期間もしくは委託代金の変更をしなければならない。

(解除に伴う措置)

第22条 乙は、契約が解除された場合においては、警備対象物件に設置された警備機器を遅滞なく撤去しなければならない。

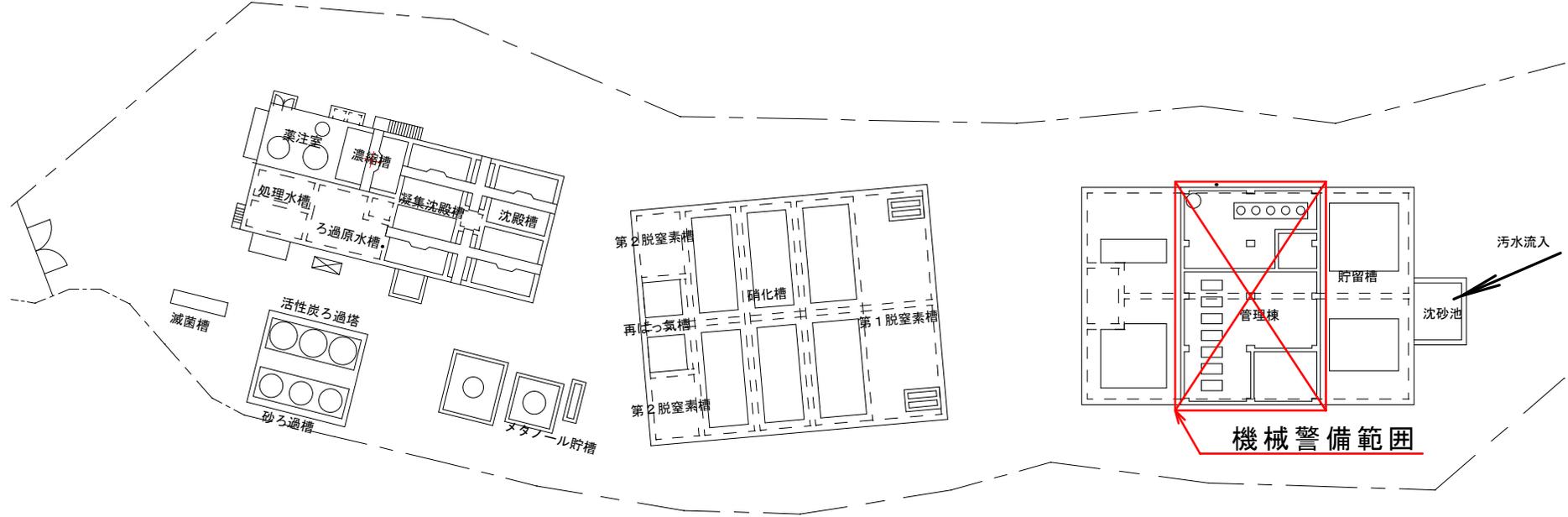
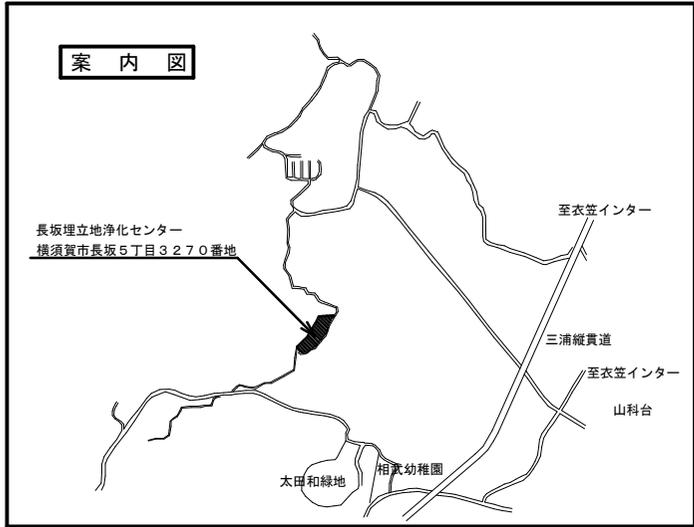
- 2 甲は、乙が前項の規定にもかかわらず正当な理由なく一定の期間警備機器を撤去しないときは、乙に代わってこれを撤去することができる。
- 3 甲は、甲の責により当該契約が解除された時は、第1項または前項の撤去費用を負担しなければならない。
- 4 乙は、乙の責により当該契約が解除された時は、第1項または第2項の撤去費用を負担しなければならない。
- 5 第1項に規定する乙の講じるべき期間、方法等については、契約の解除が前項による場合の時は甲が定め、第3項による場合の時は甲乙協議して定める。

(その他)

第23条 周辺環境に起因し、昆虫、野生動物等小生物が頻繁に発生することを考慮すること。

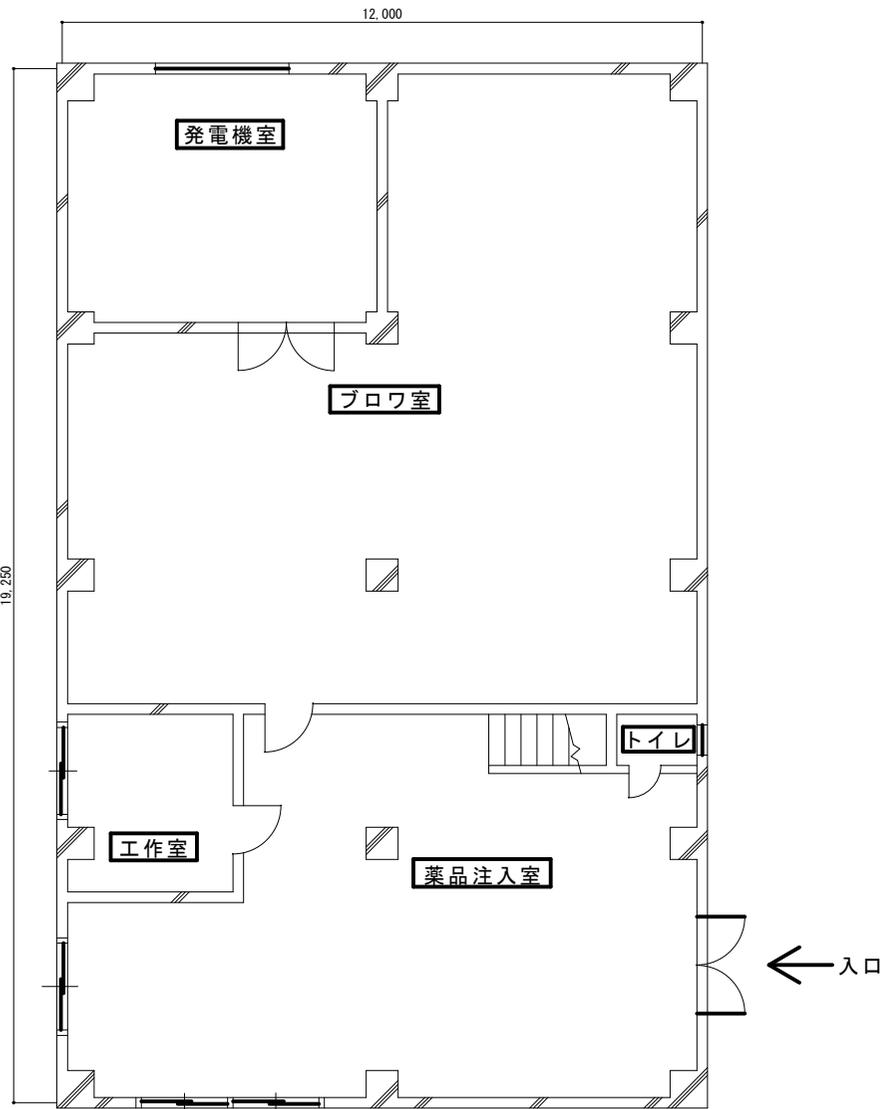
別紙 機器等設備一覧

機器名称	個数
マグネットセンサー	39
シャッター用センサー	2
熱感知センサー	2
煙感知センサー	7
空間センサー	5
空間センサー(狭角タイプ)	1
コントローラ	1

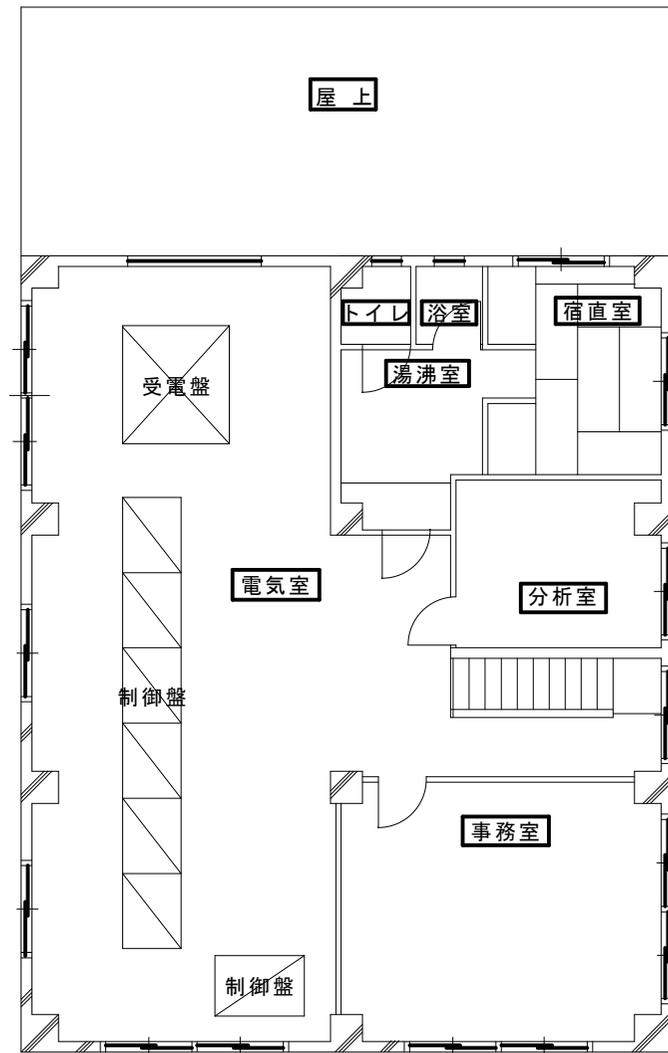


配置図 No scale

横須賀市環境部環境施設課		図番	1/2	図面名称	案内図・配置図						
件名	長坂埋立地浄化センター機械警備業務委託			縮尺	No scale	作図	令和5年1月				



管理棟 1階平面図 No scale



管理棟 2階平面図 No scale

横須賀市環境部環境施設課		図番	2/2	図面名称	管理棟平面図					
件名	長坂埋立地浄化センター機械警備業務委託			縮尺	No scale	作図	令和 5 年 1 月			